

月例給・ボーナスともに引き上げ勧告

人事院は、8月8日、令和6年の国家公務員の給与改定(ボーナス 0.1月引き上げ・月例給)を国会と内閣に対して勧告をおこないました！

人事院勧告後

第一職員労働組合今後の予定	
8月下旬	熊本市人事委員会へ申入れ書提出
9月中旬	人事委員会意見交換会
10月中旬	熊本市人事委員会勧告
〃	給与確定要求書提出
11月初旬~中旬	給与確定交渉
11月下旬	職場オルグ(給与確定交渉報告)



給与決定の仕組み

自治労連

第一職労情報

全国自治団体労働組合連合(自治労連)・日本労働組合連合会(熊本県連合会)

第68号

(発行責任者)

第一職員労働組合

執行委員長

☎ : 328-2865

FAX : 354-8033

給与勧告の概要

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

1. 民間給与との較差

〈月例給〉 11,183円 (2.76%)

〈ボーナス〉 0.10月分引き上げ 年間4.50月分 → 4.60月分

2. 給与改定の内容

〈月例給〉 俸給表

・民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定(内訳: 俸給9,836円 寒冷地手当80円 はね返し分1,267円)

・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])

【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円])

・若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員]11.1%、2級[主任等]7.6%、全体3.0%

※勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

〈ボーナス〉

・民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.50月分 → 4.60月分(+0.10月分)

・期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済)	1.075月(現行1.025月)
令和7年度	期末手当	1.25月	1.25月
以降	勤勉手当	1.05月	1.05月

3. その他諸手当について

〈扶養手当〉

・配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ。手当の見直しは2年間で段階的に実施。

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし。

〈通勤手当〉

・通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消。

・新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和。

〈地域手当〉

・熊本県及び熊本市は地域手当の支給対象外。

定期大会のお礼



令和6年7月19日、第59回定期大会を開催し、多くの組合員の皆様にご出席いただき無事に大会を終えることが出来ました。今後は、ご承認いただきました運動方針の基、執行部一同頑張って参りますので今後とも組合活動にご理解ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

執行委員長 福田 幸弘

ホームページQR

